

令和5年3月28日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

（会社法794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面）

横浜市西区南幸一丁目一番一号
アイ・ティー・エックス株式会社
代表取締役 野尻 幸宏

当社は、株式会社ノジマとの間で令和5年2月21日に吸収分割契約を締結し、株式会社ノジマを吸収分割株式会社、当社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、株式会社ノジマのドコモショップ運営事業に関する権利義務の一部を承継することといたしました（以下、「本分割」といいます。）。

本分割に関し、当社は、令和5年2月28日に「吸収分割に係る事前開示事項」を備置しておりますが、令和5年3月28日付けで、株式会社ノジマとの間で、承継対象資産を変更する旨の吸収分割契約書に係る覚書（以下、「本覚書」といいます。）を締結いたしましたので、当該覚書の内容を別紙のとおり追加いたします。

また、本覚書の締結により、当社が株式会社ノジマから承継する資産が、1,241百万円から1,082百万円（令和4年12月31日現在）に変更となりますが、これによって、本分割後の当社の債務の履行の見込みについて、影響はないものと判断しています。

以上

吸収分割契約書に係る覚書

株式会社ノジマ（以下「甲」という。）とアイ・ティー・エックス株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2023年2月21日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（承継対象資産の変更）

甲及び乙は、原契約別紙「承継権利義務明細表」に規定する、本効力発生日において乙が甲から承継する資産を、次の通り変更する（下線は変更箇所）。

（変更前）

1. 承継する資産

本件事業のみに属する資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する資産。

- (1)現金及び預金
- (2)売掛金
- (3)商品
- (4)敷金
- (5)建物
- (6)建物付属設備
- (7)その他

（変更前）

1. 承継する資産

本件事業のみに属する資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する資産。

- (1)現金及び預金
- (2)売掛金
- (3)商品
- (4)敷金
- (5)建物付属設備
- (6)その他

第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本覚書締結の証として、本書1通を作成し、甲がこれを所持する。

2023年3月28日

甲： 相模原市中央区横山一丁目1番1号
株式会社ノジマ
代表執行役社長 野島 廣司

乙： 横浜市西区南幸一丁目1番1号
アイ・ティー・エックス株式会社
代表取締役社長 野尻 幸宏